

# 火災で多くの方が亡くなっています！ 住宅用火災警報器をすぐに取り付けましょう！！

昨年1年間で富山県内の火災死者は29人と大幅な増加となりました。今年に入ってから、痛ましい火災が多く発生しています。

滑川市での住宅用火災警報器設置率も昨年5月末で45%とまだまだですが、安心して暮らせるよう早期に設置しましょう。

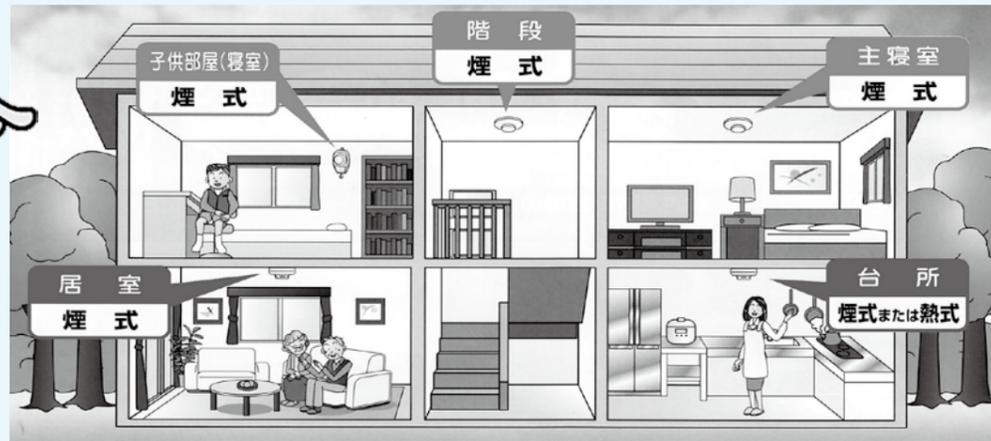
※平成20年5月末から  
すべての住宅に設置が  
義務付けられています。



住宅用火災警報器（煙式の感知器）を設置しなければならない場所	
①寝室	・普段の就寝に使われる部屋 ※子供部屋や居室なども、就寝に使われている部屋は対象となります
②階段	・寝室がある階の階段 ・寝室がある階から、2つ下の階の階段 ※その階段の上端に警報器が設置されている場合は不要です
③その他	・寝室を除く居室（床面積7㎡以上）が5以上ある階の廊下

## 子供部屋や高齢者の居室など、 就寝に使われている部屋には取付けましょう。

- 寝室・階段への取付けは義務付けられています。
- 台所・居室への取付けもおすすめします。



### どこで買えるの？

お近くのホームセンターや防災設備などの取扱店で購入できます。価格は、メーカーや種類、機能、電池の寿命などにより異なります。

### 火災警報器の給付について

火災発生の感知や避難が困難である重度障がい者（身体障害者手帳1級、2級および療育手帳A）の方は、費用の1割の自己負担で火災警報器の給付を受けられます。

- <対象>
- ①在宅の重度障がい者のみの世帯
  - ②在宅の重度障がい者を含み世帯員が障がい者または高齢者のみで構成される世帯
- 問合せ先 福祉課（内線752）

### 悪質な訪問販売にご注意ください

住宅用火災警報器などの設置が義務化されたことを契機に、訪問販売による不適正な販売が増加しています。消防職員、市町村職員などを装い、「法律で決まったから、設置しないとイケない」などと、個人宅を訪問し、法外な値段で住宅用火災警報器を設置するといった手口が多いようです。

消防署や自治体の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器のあっせんや販売を行うことはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。このような悪質な業者には注意してください。

なお、訪問販売によって住宅用火災警報器を購入した場合、『クーリング・オフ制度』の対象になり、契約日から8日間以内は契約の解除ができます。

問合せ先 消防本部警防課消防担当（☎475-0180）

# 平成20年の 火災と救急



火災（市内）		平成20年	前年比	救急（市内）		平成20年	前年比
火件数	災数	8件	±0件	出件	場数	966件	-97件
焼床面積	損積	481㎡	-374㎡	出場内容	交通	91件	-33件
損害額		千円 29,360	千円 -19,996		一般傷	130件	-47件
り災員		10人	-8人	急病	612件	-11件	
死者		2人	+1人	その他	133件	-6件	
負傷者		2人	+1人	搬送員	935人	-102人	

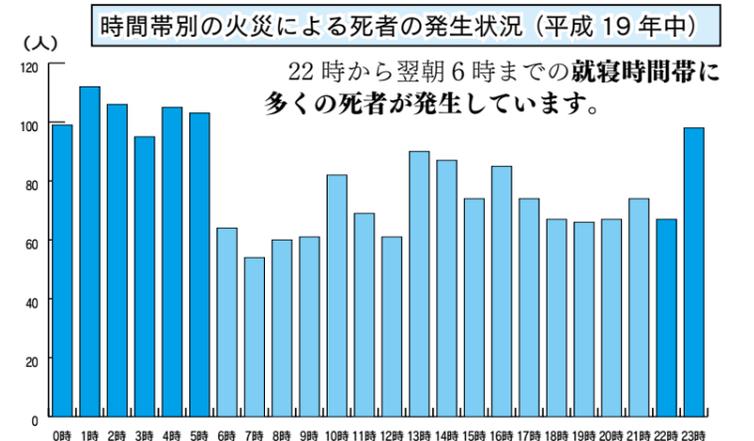
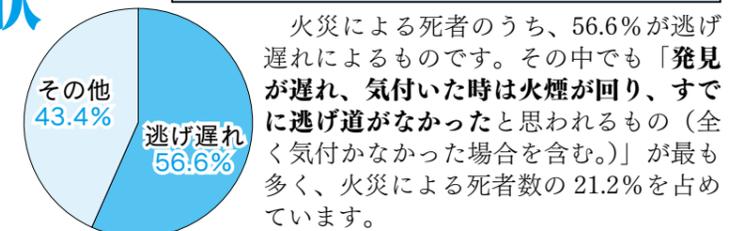
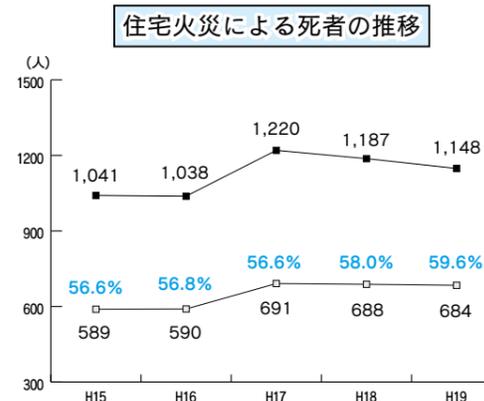
## 災害情報配信サービスをご利用ください

「災害情報配信サービス」は、気象情報などの防災関連情報や市内で発生した火災情報を、お手持ちのパソコンや携帯電話に24時間、メールでお届けしています。

ご希望の場合は、事前配信登録が必要です。市のホームページ、もしくは右のQRコードからモバイルページ（携帯版ホームページ）にアクセスして配信登録をしてください。  
問合せ先 総務課（内線212）



## 全国の火災の現状 （平成20年版消防白書より）



平成19年中の住宅火災による死者は1,148人で、前年（1,187人）に比べ39人（3.3%）減少していますが、このうち65歳以上の高齢者が684人（全体の59.6%）と依然として半数を占めています。